

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成26年3月6日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10 番 | 渡邊健一 |
| 11 番 | 四宮規彦 | 12 番 | 高野進 |
| 13 番 | 熊澤勇 | 14 番 | 佐藤アヤ |
| 16 番 | 鞠子幸則 | 17 番 | 佐藤實 |
| 18 番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人 見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	学務課長	遠 藤 敏 夫
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
		代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算
- 日程第 3 議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号 平成26年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号 平成26年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第35号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算

(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 安藤美重子議員、7番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第 2 議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算から

日程第11 議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算まで

(以上10件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算から日程第11、議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは最初に、議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算について説明申し上げます。

議案書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算。平成26年度亶理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314億400万円と定めるものといたします。

なお、前年度と比較しまして、額にいたしまして252億3,600万円の減、率にいたしまして44.6%の減となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定めるものといたします。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページ、最初に第2表、債務負担行為でございます。この事項の、中小企業振

興資金損失補償料から、一番下の段、都市計画マスタープラン策定業務委託料までのここに記載がございますこの7事業につきまして限度額を定め、それぞれの期間まで事業を行っていくものでございます。

続きまして、下の第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額でございますが、臨時財政対策債5億300万円、漁港修築事業債1,090万円、災害公営住宅整備事業債10億2,700万円がそれぞれ限度額でございますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算について、健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算の説明をいたします。

7ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亶理町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億5,228万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 次に、議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算についてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

平成26年度亶理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,087万1,000円と定める。

前年度対比で、額としまして42万6,000円の増、率にしまして4.1%の増、基金残

高は2億4,713万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 次に、議案第30号 平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、13ページをお開きいただきます。

議案第30号 平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度亘理町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,278万8,000円と定める。

前年度対比で727万円の減で、率にいたしまして0.4%の減となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

次に、16ページをお開きいただきます。

第2表、債務負担行為。

事項、平成26年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。期間は、平成27年度から平成29年度まで。限度額は17万2,000円でございます。

次に、平成26年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補填。期間は、同じく平成27年度から平成29年度まで。限度額は300万円でございます。

第3表、地方債。

起債の目的並びに限度額。公共下水道事業債2億8,310万円、流域下水道事業債1,260万円、公共下水道資本費平準化債2億2,380万円、流域下水道資本費平準化債2,080万円、計5億4,030万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につき

ましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第31号 平成26年度亙理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第31号 平成26年度亙理町土地取得特別会計予算について説明いたします。

議案書の17ページになります。

平成26年度亙理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ513万円と定めるものでございます。

なお、対前年で額にいたしまして3,000円の増、率で申し上げますと0.1%の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第32号 平成26年度亙理町介護保険特別会計予算について、福祉課長の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第32号 平成26年度亙理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

20ページをお開き願います。

平成26年度亙理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億1,350万7,000円と定めるものです。

対前年度で額にして2億4,070万の増、率で9.7%の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、わたり温泉鳥の海所長の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） それでは、議案書23ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度亙理町のわたり温泉鳥の海特別会計の予算は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ859万8,000円と定めるものでございます。

なお、前年度と比較いたしまして、額で3億3,066万1,000円の減、率にいたしまして97.5%の減となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算について、健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案書26ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度亶理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,979万1,000円と定めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、議案第35号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案第35号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算について説明いたします。

議案書の29ページになります。

平成26年度亶理町の工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,097万9,000円と定めるものでございます。

なお、対前年比で、額にいたしまして12億3,378万8,000円の増、率にいたしまして1,151.0%の増となっております。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めるものといたします。

続いて、32ページをお開きいただきたいと思います。

32ページが「第2表 地方債」でございます。

地方債の目的につきましては、企業立地促進法関連産業集積促進事業債。限度額につきましては、4億円。起債方法、利率、償還方法については、この表の記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、別にお配りしてございます、平成26年度亶理町水道事業会計予算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきます。

議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、総則。

平成26年度亶理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数、1万1,300戸。

前年対比で200戸の増、率にいたしまして1.8%の増を見込んでおります。

2号、年間総給水量、362万4,700立方メートル。

前年対比で6万1,700立方メートルの増、率にいたしまして1.7%の増を見込んでございます。

3号、一日平均給水量、9,931立方メートル。

前年対比で169立方メートルの増、率にいたしまして1.7%の増を見込んでございます。

4号、主要な建設改良事業、長瀬ガーデン地区配水管布設工事外、事業費予定額1億6,900万円。

前年対比で6,100万円の増、率にいたしまして56.5%の増となっております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款事業収益9億1,217万円。前年対比で7,961万4,000円の増、率にいたしまして9.6%の増となっております。

支出。第1款事業費8億6,419万4,000円。前年対比で5,447万円の増、率にいたしまして6.7%の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款資本的収入1億7,444万2,000円。前年対比で8,668万1,000円の増で、率にいたしまして98.8%の増となっております。

支出。第1款資本的支出3億6,097万6,000円。前年対比で7,819万2,000円の増、率にいたしまして27.7%の増となっております。

次のページをお開きいただきます。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的と限度額、亘理町水道第4次拡張事業、なしでございます。亘理町水道配水管整備事業1億円、計1億円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成26年度施政方針及び議案第27号から議案第36号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次発言を許します。16番鞠子幸則議員、登壇。

[16番 鞠子幸則君 登壇]

16番（鞠子幸則君） 16番鞠子幸則です。

被災者の生活再建のための主な施策について、総括質疑を行います。平成26年度東日本大震災被災者の生活再建のための主な施策について、次の事業をどう進めるのかであります。

①住環境の再建、②仮設住宅などの入居者の健康支援、③雇用の確保、④仮設住宅などの入居者の通院の際などの足の確保、いわゆる町民乗合自動車さざんか号であります。⑤被災した児童・生徒などの通学の際の足の確保。いわゆるスクールバスであります。これらの事業について26年度どう進めるのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、住環境の再建について、初めに都市建設課からお答えを申し上げます。

東日本大震災から間もなく3年を経過しようとしておりますが、今なお被災者の多くの皆さんは、町内5カ所の仮設住宅と民間の借り上げみなし住宅において、狭い厳しい生活を送っている状況下でございます。

町では、被災者の皆さんが一日でも早く安定した生活ができるように、災害公営住宅の建設に着手したところでございます。

おかげさまでこの秋から、荒浜西木倉の集合住宅を初め戸建て住宅の入居が始まり、下茨田南、上浜街道、大谷地と順に入居ができ、このような運びになっているところでございます。

入居者の年齢を見ますと、60歳以上の老人夫婦、そして独居老人の方が多く入居予定となっておりますが、集合住宅にはエレベーターの設置が計画されておりますので、2階以上の階でも安心して生活ができると思っているところでございます。

また、ソフト面では、見回りなど福祉関係機関と連携のもと対応してまいりたいと考えているところでございます。

防災集団移転促進事業につきましては、造成工事が完了した団地から順に移転者への引き渡しを進めるとともに、団地内の公園や防犯灯、カーブミラーといった安全施設などの整備並びに団地周辺道路の整備に取り組みながら、住環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

また、平成25年度に引き続き、移転促進区域内の移転元地の買い取り業務につい

ても、継続して実施してまいりたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 続きまして、被災者支援課からお答えをいたします。

被災された方々に一日でも早く生活の再建を進めていただくために、各種の補助金制度があります。

初めに、災害危険区域からの移転に対しての支援事業といたしまして、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業であります。移転費及び住宅再建のための借入金の利息補助で、上限額は、移転費78万円、建物444万円、土地206万円、造成が58万の計786万円であります。

また、津波被災住宅再建支援補助金事業といたしまして、災害危険区域からの移転でローンを利用しない方に対しての実費補助上限300万円や、制度制定前に移転した方に対する遡及適用、並びに災害危険区域を除く津波浸水区域内に居住していた方で町内に再建、新築をされる方に危険区域と同額の利息補助または実費補助として上限200万円、修繕をされた方につきましても、利息補助または実費補助を継続して行ってまいります。

さらに、亘理町津波対策住宅工事助成金といたしまして、危険区域外の津波浸水区域に住宅を新築する際に津波対策（盛り土など）を行う方に上限100万円の助成を行ってまいります。

ほかには、災害により世帯主の方が負傷した世帯や、住居、家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しのため資金を貸し付けする災害援護資金貸付、それから県の支援で実施しております、被災した住宅と新たな住宅のローンがある場合の負担軽減のための二重ローン対策があります。

また国では、4月1日から段階的な消費税の引き上げに伴いまして、被災者の住宅再取得や修繕に係る消費税の負担増加に対する措置として、住まいの復興給付金制度の給付措置を行うこととなっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、仮設住宅等の入居者の健康支援につきまして、まず初めに健康推進課よりお答えいたします。

平成26年度におきましても、平成25年度と同様の支援事業を実施する考えであります。

1つには、みやぎの心のケアセンターの精神保健福祉士等と保健師等による心のケア事業。2つには、仙台大学や株式会社ホテルとだ介護支援事業部と亘理町運動支援地域サポーターによる健康づくり支援事業。3つには、亘理町食生活改善推進委員と宮城学院女子大学・味の素株式会社による食生活支援事業が主なものですが、それ以外にも特定健診の結果に基づき、町保健師、管理栄養士等による指導助言の訪問活動も随時行っていきますし、サポートセンターや支援員の情報により、必要と思われる方々についても、訪問による指導助言を行っていくものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 次に、福祉課よりお答えいたします。

サポートセンター臨時職員の看護師等においては、健康面で気になる入居者を定期的に訪問し、服薬状況・健康状況をチェックし指導しておりますが、引き続き行いますとともに、また、生活支援相談員が訪問している家庭で気になることがあれば、包括支援センターや健康推進課、そしてまたケアマネなどと連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

平成26年度も継続してこれらの事業を実施するとともに、今後、災害公営住宅入居者等についても、訪問して状況を伺いながら、指導・支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それでは、雇用の確保についてご説明を申し上げます。

現在、震災等緊急雇用対応事業で被災された方の雇用を行っておりますが、事業が1年延長されることに伴いまして、平成26年度におきましても106名の方の雇用を予定しております。また、さらに毎年7月には、県と町が合同で町内の企業を訪問し、町長さんも同行しながら地元からの雇用を積極的にお願ひしております。

また、昨年12月14日に業務を終えた災害廃棄物処理業務共同企業体亘理処理区の離職者の方に対しましては、ハローワーク仙台と協力し、就職面接会の実施や就職情報の提供を行うなど支援を行っております。雇用主がハローワークと連携し再就

職を進めていることもあり、現在のところ町に対して再就職に関する相談や問い合わせは入っておりません。

さらに、町内事業所からの依頼で、仮設住宅の方へ求人情報の提供も行っております。

このように、今後とも関係機関と連携し、雇用の確保に努めてまいる考えでございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、企画財政課からさざんか号について回答いたします。

現在、町民乗合自動車さざんか号につきましては、東日本大震災の影響により、暫定路線・暫定ダイヤの運行ではありますが、仮設住宅や仮設住宅の近くにバス停を設置し、被災した方々の日常の買い物や通院のための生活交通の確保に努めております。

平成23年10月から平成24年度までは、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業の補助制度を活用し、さらには平成25年度からは、復興交付金の市街地復興効果促進事業を活用しながら、被災者支援等のために無償にて運行を行っているところでございます。

利用者の状況ですが、平成25年4月から平成26年1月までに、延べ5万1,268名、1日当たりにしますと250名の方に利用いただいております。震災前の平成22年度は、1日当たりの利用者が272名と、震災以前の数字には及びませんが、徐々に利用者も増加傾向にございます。

そうしたことから、平成26年度につきましても、町長の施政方針で申し上げましたとおり、公共交通等につきましては被災者及び交通弱者支援のため、町民乗合自動車さざんか号の無償運行を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、スクールバスについてご回答申し上げます。

平成26年度の登下校用のスクールバスにつきましては、本年度と同様、荒浜小学校には中型の委託バス1台と、町のバス1台によりまして対応いたします。

荒浜中学校につきましても、本年度同様に中型の委託バス1台で対応してまいり

ます。

長瀨小学校につきましては、委託のマイクロバス1台と新たに小まめに回れる委託のジャンボタクシーを追加して対応したいと考えております。

いずれのスクールバスにつきましても、各学校の児童生徒の住まいの状況に合わせて、登下校とも二、三往復の運行となるものと考えております。

なお、長瀨小学校と荒浜中学校が新校舎で再校したときには、スクールバスの運行経路や時間等につきましても、再度関係学校と協議しながら決めてまいりたい、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 答弁ありがとうございます。

きょうの毎日新聞の県内版なんですけれども、被災地からということで、首長の方々が震災3年を期に、今までの震災の課題などについて今後の課題も含めてインタビューに応じております。きょうは、齋藤邦男町長が出ております。そこで町長は、被災者の生活再建が最重要課題だというふうに述べております。全くそのとおりだと思います。避難道路とかをつくるのもいいんですけれども、やはり被災者の生活を一番最優先にしないでダメだというふうに思います。

それで、住環境の再建ですけれども、被災者支援課でまとめた数字によりますと、2月28日の新しい数字で、仮設住宅の入居世帯は689世帯、入居人数は2,001人なんです。みなし仮設も入れると、恐らく2,500人ぐらいは仮設住宅に住んでいるんだろうと思います。今防災集団移転促進事業及び災害公営住宅については、当初の予定どおり進んでおります。それでお伺いしたいのは、阪神淡路の場合は、仮設住宅は5年が最長だったんですね。もしかすると、5年で仮設住宅から出られない人も多くいるというふうに思います。そういう意味では、防災集団移転及び災害公営住宅を一日も早く完了することがどうしても必要だと思います。目標どおりよりも、目標を超えて一日も早く事業完了する必要があると思います。

仮設住宅の入居者などの健康支援についてなんですけれども、東北大なんかを中心に、メディカル・メガバンクが調査したところによりますと、沿岸市町村の調査3,700人なんですけれども、そのうちの2割ぐらいは抑鬱病になっているという状態であります。また、共同通信が行った調査では、高齢者の介護認定は震災前より

も20%、2万人ふえているという状況であります。ですから、今本当に皆さん避難所生活及び仮設住宅に入って、また今度災害公営住宅、防災集団移転になると、仮設住宅の方はばらばらになっている状況もあります。そういう意味では今が本当に健康支援の重要なときだと思います。

その2点について、まず答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在、防災集団移転事業に基づきます移転先団地の造成工事、それから災害公営住宅の整備、これにつきましては全力で取り組んでおるところでございます。おかげさまで、防災集団移転事業移転先団地につきましては、5団地のうちの1つ、上塚団地、上塚地区の部分については、1月30日に引き渡しをさせていただいております。そして現在、残り吉田地区の南河原団地、大谷地団地、舟入北団地は、おとといから引き渡しの方への契約の説明会を役場のほうで開催させていただいております。そちらにつきましては、順調に進んでおるといってございますが、残る荒浜と江下団地につきましては、若干おくれが出ているという状況は以前からご説明のとおりでございます。遅くとも江下の団地、一番最後になるかと思うんですが、5月末には何とか工事を完了させて、6月末には引き渡しをしたいというふうな日程で現在全力で進めておるところでございます。

それから、災害公営住宅の整備につきましても、ご説明既にしておるところでございますが、おおむね順調に進んでおるところでございます。なお、昨日もご説明いたしました、大谷地の集合住宅につきましては、再設計等の関係で若干おくれが出ておるところでございますが、こちらにつきましても、全力で一日も早く整備をし、被災者の方の入居ができますよう全力で取り組みたいと思っております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 仮設入居者の被災者の方につきましては、生活支援員等が毎日巡回、見守りをしておりまして、そこで異常的なところが見受けられれば、サポートセンターにおります看護師並びに保健師等で対応、訪問、指導しているという状況でございますし、みなし仮設に入っている方におきましては、県で健康調

査をしておりまして、その調査結果から指導が必要な方につきましては、精神保健福祉士等が訪問しておりまして、健康状態について常に心がけながら健康管理に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険の関係でございますけれども、先ほど議員さんからありました、県内平均を上回る状態で、亘理町は30%を超える増加となっております。要因的には先ほど議員さんがおっしゃったように、仮設の中で狭い中での生活等の中で状態が悪くなっているのかなというふうに思われますが、先ほど健康推進課長も話しましたけれども、支援員が回っている中で、介護の状況、いろいろな相談があれば関係機関連携しまして、サービスの提供なり制度の内容なりいろいろご説明をして、よりよい介護、そしてまた重度化にならないようにということで進めておりますので、今後ともその内容で努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に、雇用の確保なんですけれども、これはなかなか難しい問題で、町だけでは解決できない問題がありますけれども、やはり企業を、どういう企業かもありますけれども、企業誘致が決め手になるというふうに思います。その点について、26年度どう取り組むのか、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 中央工業団地、企画財政課で所管分のそれについて説明申し上げますと、今現在中央工業団地に建設中の舞台アグリノベーション、これにつきましては、大体7月操業の開始ということで、今鋭意工事が進んでおりますけれども、舞台アグリにつきましては、地元雇用優先ということで地元高校の方も就職内定しているということも聞いておりますし、今後についても随時、舞台アグリノベーションについては、地元雇用中心にということで考えているようでございます。あとさらには、今後造成予定であります残りの工業団地についても、県の主に産業立地推進課とあわせまして、国内のいわゆる優良企業を少しでも多く誘致しながら、地元の雇用の確保ということで今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、8番鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番鈴木高行です。

私が通告しております行財政改革の推進について、2点ほど質問させていただきます。

今回の施政方針の中に、行財政改革の代名詞である最小の経費で最大の効果を上げるという言葉がなかったのがひとつ残念だと思っております。ことしの予算の公債費は15億4,000万円で、前年より2億4,000万円ほど減っております。これは、今回町長選挙があることで、骨格予算を編成して事業を選択したことによる減額で、決算してみないとわからないという状況だと思います。前年度の決算では、実質公債比率が9.7%で、0.1%増加しております。ただし、財政健全化判断比率と資金不足比率の状況は健全財政を維持しているが、一般会計の地方債残高は約90億円以上あるということです。この地方債を計画的に今後減らしていく、そして財政負担に対応する行財政の運営を今後計画的にやるべきではないかということ、ひとつ1点目に申し上げます。

次に2点目として、特別職の非常勤のものの報酬についてですが、私は昨年の決算特別委員会で質問したとき、各種委員会の資料を提出いただいております。そのときの資料は、委員会数は28委員会、委員の数は312人、中には重複している方もおりますけれども、312人の方がいます。この数の委員が、町から委嘱されています。そしてその中に、町外居住の委員の方々が49人、そして町外に勤務している方が17人、計66人が町外勤務者、町外から委嘱されている方々がいて、町内で委員に委嘱されている方は246人です。町外居住の委員のうち、皆さんのように公務員のかた、県職員、国職員の方々は約30人います。この方々には、委員報酬、日当は支給されません。支給されないですね。ただ、そのほかに町内に開業医をしていて町外から町内の開業医に来ている方々、よくいますけれども、この方々は約10人います。このドクターには、ドクターとして特別な報酬が支給されます。普通の委員の報酬とは違います。これは決まったものです。このようなことから、9月の決算委員会で質問したその答弁は、費用弁償、日当を半額にしてはどうかという質問に対

して、町外勤務者、町外居住者の委員がいるため、日当の半額はできないと、そのような答弁がありました。現在の各種委員会の委員の日当は、日額6,400円です。平成26年度の各種委員会全体の報酬額はまずどのくらいになっているのか、措置した予算がですね。そして、行財政改革を推進する上で、これらの委員の日当6,400円を半額、半日当にした場合、どのくらい減額されるというようなことを、去年の9月の決算委員会で言ったんだけど、その辺の検討をどのようになされたかということ、2点について質問いたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは最初に、企画財政課から1点目の繰り上げの償還計画等についてお答えしたいと思います。

平成25年度につきましては、まだ決算途中でございますので、24年度決算ベースでお話ししたいと思います。

本町におけます平成24年度末の地方債残高につきましては、一般会計が95億3,691万円、公共下水道事業特別会計が101億445万2,000円、わたり温泉鳥の海特別会計が9億8,130万円、工業用地等造成事業特別会計12億2,521万円、水道事業会計21億9,638万5,000円の、総額で240億4,425万7,000円となっております。

一般会計につきましては、震災後において災害公営住宅整備事業債、それから県の貸付金であります災害援護資金を借り入れしていることから増加傾向にありまして、平成25年度末には101億8,206万2,000円となる見込みでございます。

地方債残高が増加しますと、実質公債費比率や将来負担比率といった財政健全化指標に悪影響をもたらす、ひいては円滑な財政運営に支障を来す可能性があることから、震災後に平成24年度に被災施設繰上償還、いわゆる借換債、これが5億4,954万9,818円、このうち5億4,880万円が低利借換でございます。あと25年度には、特定被災地方公共団体繰上償還1,122万4,838円といった補償金免除の繰上償還を実施しまして、将来におけます公債費及び地方債残高の削減を図ったところでございます。現時点におきましては、残高の大部分が政府系資金でありまして、その繰上償還には原則としまして補償金が発生することから、具体的な繰上償還計画はございませんが、24年、25年度に実施しましたような補償金免除繰上償還制度が制定された場合については、該当する条件の地方債について積極的に繰上償還を行うなど、計画的な償還を実施していきたいと考えております。

公共下水道事業特別会計、水道事業会計につきましても、24年、25年度に補償金免除繰上償還を実施したことや新規借り入れが減少していることから、地方債残高が年々減少しているところでありまして、今後においても一般会計と同様に、補償金免除繰上償還が制定された際には、積極的に活用していきたいと考えております。

あと、わたり温泉島の海特別会計につきましては、平成26年の秋から営業再開を目指し、平成25年度において運営の支障となっておりました地方債残高の一括繰上償還9億1,130万円を実施したところでございます。

それから工業用地等造成事業特別会計につきましては、当初計画しておりました企業が進出断念したことから、23年度に地方債の借りかえを行いまして、後年度への負担の平準化を図ったところであります。26年度については、舞台アグリイノベーション株式会社への売却収入を財源としまして、残地分の造成工事を実施する予定であることから、今後用地の売却が実現した際には、繰上償還を実施していく予定でございます。

鈴木議員の質問の後段のほうでお話しになりました一般会計の地方債残高、これについては震災後増加傾向となっておりますが、これについては災害公営住宅整備事業におけます地方負担分、いわゆる8分の1ですね、その裏負担分に対します起債、それから県の貸付金である災害援護資金、ただしこれについてはもとは国からの貸し付けですが、これが多額となっているためございまして、通常分の起債については、今申し上げましたように減少傾向でございます。この2つの災害関連地方債を含む政府系の金融機関等からの地方債については、自治体の判断による繰上償還の際は、今申し上げましたように補償金が発生するというところで、今の時点では繰上償還については考えておりません。今後におきましては、町の財政状況を勘案しながら慎重にこの繰上償還について検討していきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは2点目の、特別職の職員で非常勤の方の報酬についてのお答えでございますけれども、まずもって最初にございました報酬額ですけれども、大変申しわけないんですけれども、集計がしやすいというようなことで額的にはそんなに変わらないと思いますので、24年度の決算額でご了解いただきたいと思

うんですけれども、総額で約1億1,000万円でございます。ただ、そのうちの日当のみで支給されているのが約1,000万円となっております。それ以外でいいますと、一番大きいのは例えば区長さんの報酬とか、そういった年額報酬というようなものでございます。あと議員さんから、前回の回答でございました町外という言葉が出ましたけれども、そこの中には亘理町に在住で町外のほうに勤務されている方もいるというふうなことも含めてお話ししたつもりで、またそれも理由の一つであるということをお答えしたつもりでございましたけれども、さらにこの非常勤特別職の報酬につきましては、総務課で取りまとめは確かに行っております。ただその原案につきましては、各担当課で実際には行ってございまして、その際全てとは言いませんけれども、人選に苦勞するもの、なかなか公募しても集まらないもの等々そういった課題、あるいは隣接市町村の定めている額、そういったものと比較をしまして定めているというのが実情でございまして、このやり方については他市町村もほぼ同様のやり方をしているようでございます。さらに、地方自治法におきましても、特別の定めのあるほかは日額が基本となっておりますことから、他のほとんどの市町村でも、月額、年額定めているほか、支給につきましては日額で支給しているというのがほとんどでございます。

なお、今回のこういった意見もございましたので、26年度中に特別職全般につきまして各担当課と現状等の協議をした上で、ご質問の半日当制も含めまして報酬の額等について、今申し上げましたように、それぞれの担当課と現状を協議した上で、その後亘理町特別職給料等審議会に諮っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 1点目についてですけれども、地方債の事業別では、一般事業債が約20億円、そして臨時財政対策債が47億円、これらが大体大きな地方債の額なんですけれども、借り入れについては今の答弁のように政府系機関からの借り入れ、そのほかに市中銀行その他金融機関等からも借り入れしていると思います。

前日の私の質問の中に、災害交付金の事業で交付金事業に認められないから今度は一般の補助事業で対応するものも何か所か出てくると。そうした場合、それに伴う地方債もふえてくる。そういう事業が何か所か出てくれば地方債もそれで手当てしなければならない。そうすると、おのずと地方債もふえる。そして今後支出予定

の亘理名取共立衛生処理組合のごみ焼却場の負担金、最終処分場の負担金、亘理地区行政事務組合の負担金、国保への繰出金など、これからの歳出についてはまだまだ予断を許さないような、町にとっての歳出が出てくるわけです。今から5年、10年となれば。役場庁舎とかいろいろな事業も山積みになっているわけです。必ずそれには地方債というのが伴う。常に将来の地方債計画がどのぐらいか事業を精査して、地方債がどう発生してくるのかと。償還計画というのはやはりありませんというものではなくて、このぐらいのパーセンテージで毎年償還していくと、それが健全財政の基本というものと私は考えているんですね。だから財政比率指標が云々ではなくて、常に地方債がこのぐらいあったら何パーセント程度の償還金額で地方債は返していくと、それが後世に負担を残さないような方法だと私は思います。そのようなことから、やはり常に償還計画というのは財政の担当のほうで持つべきなのかなとは考えております。

あとは次の2点目。一番気にかかったのは、日額が自治法で基本という回答がありましたよね。ちょっと私も去年、都市計画審議会委員に任命され委嘱状をもらいました。そのとき、委嘱状をもらうのに皆さんで30分ぐらい。都市計画審議会、1時間もかかりませんでした。そのときの日額報酬は6,400円です。時給6,400円です。それがいい悪いは別にしてですよ。常識判断として。そういうのが今の報酬条例なんですね。ただ、今28審議会があると言っていましたけれども、その審議会が常に全日当りするような審議会の状況になっているのか。大体は半日もかからないで審議会は終わっているのではないですか。ただ、その委嘱された委員の方々の知識、学識、それによってそれぞれそういう付加的なことはあるかもしれませんが、実際の実働からいえば、先ほど私が言ったように時給6,400円。多くても多分10時から始まって12時まで2時間、3,200円ぐらいの時給で委員さんの稼働になっている、それが現実なんだと思います。そういう面はやはり行財政改革において改めるべき。皆さんの理解をいただいて、改めるべきところは改める必要があるのではないかと私は提案しているんです。

以上についてお答えください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、一般会計におきます24年度の残高について、事業別に見ますと、鈴木議員がおっしゃるとおり、臨時財政対策債が47億3,278万

3,000円、それから一般単独事業債が20億2,028万円2,000円と多額になっています。しかしながら、これらの地方債についてはほぼ全てが、先ほど申し上げましたように政府系の資金、それから臨時財政対策債と一部の単独事業債、これについては交付税措置がされるということから、繰上償還は望ましくないと考えています。それから市中銀行とその他の機関からの借入残高については、市中銀行が約2億4,000万円ほど、あと共済等が1,200万円ほど、その他が約5億円ぐらいとなっております。それでこのその他については、全て県から借り入れしております災害援護資金の貸付金でありまして、貸付者からの償還がない限り繰上償還ができない状態であります。それからあと市中銀行からの借り入れについても、今現在最も高い利率では2.1%ということで、低利でございますけれども、先ほど申し上げました費用負担の平準化という観点から、繰り返すようですが、繰上償還は当面は考えておりませんが、議員さんのおっしゃるとおり、現在もそうなんですけれども、借り入れする際には必ず償還計画に基づいて借り入れをしまして、今後についても当然将来計画を見据えながら実施して、もし仮に繰上償還する際については、当然それらを行いながら実施していきたいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは2点目でございますけれども、先ほどの議員さんのお話からいくと、例を出してお話ししていただいたんですけれども、報酬の問題というよりも審議会のあり方の問題ではなかろうかというふうに今考えております。そもそも、その審議会なりこれに言われているとおり委員会等につきましての、そもそもものものというのは、例えば諮問機関であればある諮問に対して答申を出していただく、あるいはある委員会でその議題があればそれに対して回答をいただく、あるいはあるものに対して実施をしていただくというのが目的で設置されているものというふうに、私は解釈しております。そのために、時間とか何とかではなくて、当然ながらその案件に対してのその委員会合意での意見統一した回答なりを出していただくというのが目的であろうと考えてございます。ただ、中には議員さんおっしゃるとおり、例えば日程の関係でどうしても段階的に経ないと開けないというようなものがあって、初回については短いというものも確かにあろうかとは思いますが、それについては先ほど申し上げたとおり、あり方についての考え方であ

って、それは条例で定めて設置されているものですから、その辺は内部のほうで改革できる分についてはどんどん改革していただくというふうに考えてございます。今申し上げましたその委員会なり審議会の考え方というのがあって、自治法の中でも日額報酬という考え方になっているんだというふうに私は理解しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今回の臨時財政対策債の話で大体は補償金の話でやっていくというのはわかりましたけれども、ただ臨時財政対策債が地方交付税措置で見えるような形で返ってくるというのは、皆さんの本当にわかる人だけがわかるんであって、臨時財債が47億円あるから地方交付税で何年に幾ら返ってくるなんていうのは実際には目に見えないもので、臨時財政対策債を借りて臨時財債で返したり、自転車操業だという形にも見えるかもわかりません、実際の話はね。

あともう一つは、それはそれでいいんですけども、産業集積促進事業債というのがありますよね。この金はどのぐらいあって、先ほども予算書で説明ありましたが、利子のつくもので、どこから借りていてすぐ返されるものなのか、あともう一つは、縁故債がどのぐらいあってどこの縁故債となった場合に縁故債の相手方はどこだと、その辺ももし言えるのであれば、その辺についてもひとつお願いしたいと思います。

あと報酬については、その性質によって選んでいる委員が、内容がその審議内容によって密な会議をしてもらって答申してもらえればそれに見合った報酬というように答弁は聞こえたんですけども、実際、我々でも、一般から公募した委員でも、そういう答弁を求めてそれなりの回答が返ってきたところで、審議会の時間、一般常識から考えれば、普通の方は、公募されて入ってきた委員は、何だ1時間で6,400円すごいな、役場職員の臨時の人が8時間働いて6,400円ならないでしょう、5,800円でしょう、役場の臨時の方は。それが、公募で入ってきて1時間その審議会委員の委嘱を受けた人間が6,400円もらう、これは常識的一般の考え方からすれば、なかなか理解するのは難しいんじゃないかなと私は考えます。だから、正当だということではなくて、検討されるという話ですから、よくその辺も一般の町民の方々も理解できるような形で、こういう理由だからこういう報酬、日当を払うんですよと。わからないです、みんな。そういうことを今後検討していただきたい。答

弁もらいますよ。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初の産業集積促進事業債、これについては先ほど26年度の亙理町工業用地等造成事業特別会計でご説明した内容ですが、これについては今現在県から無利子で借りております4億円、この償還期限がことしの7月で終わるものですから一旦返しまして、これから26年度で造成工事を実施予定しております。その財源の確保のために新たに借りる事業債でございます。これがまず1点目でございます。

それからあと、縁故債につきましては、今現在平成15年度から銀行等引受債ということで名称が変わっていますが、いわゆる財政融資資金、それから地方公共団体金融機構、それから市場の公募資金、あるいは国の予算等の貸付金債にかかわる資金以外の地方債の総称でございます。亙理町におきましては、市中銀行と共済等が該当しまして、一般会計におきます24年度の残高については約2億1,000万円ほどとなっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 2点目の件でございますけれども、まずもって各審議会等におきましては、それに見合った当然審議なり活動をしていただいているというふうに理解しております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、この報酬につきましては、それを審議なり協議していただくための報酬というような考え方でございますので、半日当とかそういったものは、私自身はなじまないと思っています。であれば、その審議に対してその報酬そのものが妥当なのかどうなのかという決定の仕方ということになると思います。そういったことで、先ほども申し上げましたけれども、他の隣接の自治体と比較しましても、それぞれの自治体によってなかなかそろわないところだ何とかとあるもんですから、多少の前後はありますけれども、ほぼ他市町村とも、べらぼうに高いとか、そういったものは全体的に考えればないというふうに解釈しておりますので、そういったことも含めて、26年度中に特別職の給料審議会に諮りたいと考えてございます。当然ながら、全般的に諮らざるを得ないものですから、そういう形で進めさせていきたいと考えてございます。

以上でございます。

8 番（鈴木高行君） 以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き総括質疑を続けます。

次に、2番高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2 番（高野孝一君） 2番高野孝一です。

総括質疑で、3点ほど伺いいたします。

まず初めに、商工業の活性化事業について伺います。

26年度も25年度同様、中心商店街の空洞化対策事業で、空き店舗活用推進事業や中町、五日町を会場に行われる、わたりトコトン商人まつり事業の支援、また伊達なわたりまるごとフェア、伊達なわたり生き生き大賞を開催する予定のようです。それぞれ当初の開催目的があり実行しているとは思いますが、その効果が見えぬまま年数だけがたっている事業も見受けられます。そこで、それぞれの活性化事業の成果検証のためにも、一度総括表を作成して、商店街の活性化事業に取り組むことは考えているのかどうか伺います。

2点目、観光業の振興について。なりわい・にぎわいの復興事業の一つで、水産センターが9月にオープンをいたします。その周辺に商業施設の集約を進めるとしております。また、同時期にわたり温泉鳥の海の再開も予定され、交流人口をふやすことでにぎわいの再生を図ると施政方針に明記されておりますが、具体的にどのような事業を考えているのか伺います。

3点目、町税等の徴収について伺います。これまでの合算方式とは違い、26年度からは税目別徴収方法に変わります。変わるにより、月により金額も違い、納付しない月もあります。納税者には戸惑う初年度となり、収納率の低下が心配されますが、対策は考えているのか。

以上3点伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それではお答えいたします。

まず、1点目の商工業の活性化事業についてでございますが、商工業の活性化を目的として、議員さんが今おっしゃられたようなさまざまな事業を実施しておりますが、事業実施から年数が経過し、商工業を取り巻く状況も変わっていることから、事業を検証する必要があると考えております。今後につきましては、町と商工会、商店会、事業所等の皆様と協議しながら事業の検証を行いまして、今後あるべき事業の方向性について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の観光業の復興についてでございます。

まず、施設の集約事業の内容といたしましては、国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金、いわゆるグループ補助金の公募要件に、平成25年度より商店街型というものが追加されました。その追加されたことを受けまして、荒浜地区での危険区域内の土地利用について、地元事業者の方々とワークショップを開催し、荒浜地区内の中小事業者、商店主の方に広く意見を求めましたところ、荒浜地区で事業再開を望む声が多くありました。水産センターが建設される東側に防災集団移転促進事業により買い取りした移転元地に、商業施設の集積を図るものであります。店舗につきましては、それぞれの事業主で第10次のグループ補助金を活用して建設の予定でございます。土地につきましては、町で震災により地盤沈下した分を整備するため、防災集団移転促進事業の効果促進事業を活用しまして、施設建設に支障のないもとの高さまで造成事業を行うものであります。

今後につきましては、一般公募をしながら、さらなる商業施設の集積を図ってまいりたいと考えております。

漁港周辺のなりわいとにぎわいを創出するためには、水産センター、商業施設、わたり温泉を核にいたしまして、イベント等を多く開催し、今後集客力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、町税等の徴収につきまして、お答え申し上げたいと思います。

これまでの合算税徴収方式を導入した経緯につきましては、税目ごとに算定さ

れた税額を合計いたしまして10期に分けて納付する分割納入が、納税組合の納入に当時適していたということから導入されておりました。しかしながら、社会情勢と税を取り巻く環境が大きく変化いたしまして、それとともに納税者を取り巻く環境も大変変化してきたということがございました。

これまでの合算税徴収方式では、これからの税を取り巻く課題に対応することが非常に難しい、そして便利なコンビニでの納付が難しいということから、納税者の皆さんの利便性向上のために、地方税法に基づく標準の税目別徴収方式に変更したものでございます。これまでの合算税徴収方式については、昭和46年から導入以来42年が経過しております。町民の皆様には大変なれ親しんだ制度で、毎月納入を行うという制度でございました。

移行初年度につきましては、納入方法の変更に対する戸惑いや納付忘れが懸念されるということから、昨年7月から各区長会への説明会を始め、9月の広報、12月の広報で税目別徴収方式の目的と合算税徴収方式との違いを、全税目で行われるコンビニ納付について、あわせてお知らせしてきたところでございます。また、今月3月号の広報につきまして、新たに導入する全税目共通の納付書をお示ししながら、各税目の納付時期や平成26年度から始まりますコンビニ納付についてお知らせいたしておるところでございます。なお、町民の皆様方が毎日のように目にする平成26年度のごみ収集カレンダーにも、各税目の納期限を載せさせていただいております。

今後とも、新しい納税方式が町民の皆様にご理解いただきスムーズに移行できるように、PRに努めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、町民への周知につきましてご協力をぜひ賜ればと思います。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ありがとうございます。

まず1点目について、再質問いたします。

商人まつり、多分去年で10回目くらいを迎えたんですけれども、予算も少し上乘せしていただいたんですけれども、天候の関係で中止となったということもあります。先ほどお答えいただいたように、やはりやっている人たち、参加している

事業者たちの意見を聞いて、その次をどうするかというふうなことも当然必要なものですから、その辺は少し早目に実行委員会を開いて要望を聞いて、やはり長く続いて、基本的には将来的には町の予算がなくともひとり立ちできるような、そういうふうな形に、またそれは持っていければベストなのかなというふうに思います。

あと、空き店舗事業もありますけれども、ここ二、三年多分事例がなかったような記憶があります。確かに、貸すほうの店舗の方の都合もあると思うんですけども、例えばあっても借りる人の条件が町との条件と合わなかったという部分も多分あるかもしれません。ですから、借りる立場になって、条件等もやはり再度考えてもいいのかなというふうに思います。

あと、先日2月の初めに行われた生き生き大賞、悠里館で行われました。確かに、巨理町の食材を生かした6次化製品を、各町民の事業主の方がいろいろ試行錯誤して商品をつくって、今回馬上さんのかまぼこが大賞をいただきましたけれども、一般的なその後のサポートがないんですよね。確かに今回今週の日曜日にまるごとフェアで授与式とかありますけれども、例えばその後1年ぐらい、その商品に対して、やはり町としてサポートして、その開発した事業者がさらにその商品が売れるような形でやっていくのも、私は必要じゃないのかなと思います。

2点目の観光業なんですけれども、先ほど商業の集積の中で何件か、たしか9店舗ですか、ことし実際事業に参加してやるということなんですけれども、ちょっと聞くとところによると、商工会関係なく中小企業基盤整備機構が中心になって、その店舗の、どういうふうにつくるかわかりませんが、そういうものをつくっていくと思うんですけども、やはりそこに今回の公共ゾーンにできた貸し店舗のようなああいうふうなつくりではなくて、やはり来た方が集会できるようにするとか、例えばあとボランティアにバスで来た方たちがそこで食事をとれるような大きなスペースがあるとか、そういうことも含めながら中小企業基盤整備機構だけではなくて、町と商工会と一体となってやっていくべきじゃないのかなというふうに思います。

あと前に、ふれあい市場の組合長さんとお話ししたときに、あの場所は津波被害の被災地であり、かつ9月の時点であの辺の周辺がどのようになっているのかまだ想像がつかないと。その中でお客さんがどのくらい来るかわからないという話

をしていました。鳥の海温泉所長も、温泉がオープンしても入浴者がなかなかどれくらい来るかつかめないというふうなことも心配しております。9月にオープンして9月10月、これははらこ飯シーズンなので黙っていても来ると思うんですね。その後なんですかね、その後。その後どのように交流人口を深めるのか。その辺をどう考えているのか、うんと心配なんです。また、鳥の海温泉の再開の一つの理由として、町長が先日の一般質問の答弁で、仮設住宅の住民の声もあったということも、一つの理由として挙げておりました。津波被害の影響で定住人口が減少している中で、仮設入居者の皆様の来客があれば大変頼もしいと思います。ましてや町長はバスの運行も考えているということもお話ししておりました。しかし、定住人口や交流人口の中に、その中での来館者に対して、入浴料金の設定というのが一番のリピーターの条件になると思うんですよ。その辺をどう考えているのか、お聞きいたします。

町税についてです。先ほど答弁の中にもありましたけれども、一番心配なのは通帳引き落としの残高不足があると思います。その場合、督促状が届きまして、その期日内に納めればそれでいいんですけれども、期日以外まで延びてしまうと延滞金が発生してしまうということが、納税者の立場からはそれだけは避けたいなというふうに思います。まだ事業をやっているわけではないので、あくまでも過程での話になりますけれども、町県民税、固定資産税や都市計画税、それぞれを年4回の納税となります。そこで、大体その半分、2回を納付した時点で、やはり収納率を検証して、例えば低い場合、従来の広報わたりとか、ホームページ、FMあおぞら以外の広報手段も必要ではないかというふうに考えますけれども、その辺はどう考えておりますか、伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） まず、商工業の活性化についてでございますけれども、議員さんおっしゃられるように、生き生き大賞に関しましては、今まで大賞をとってもなかなかサポートができないというふうなこともありました。今回に関しましては、大賞をとった物品をまるごとフェアのときに、100人分というか、商品名を言って申しわけないんですけれども、かま鯛くんを100個準備していただきまして、当日ご来場いただいた方々に試食していただくという運びになっております。

また、空き店舗等に関しましては、去年1軒申請があったんですけれども、町外

の方で住所も町外にしかないということで、ちょっと審議会を開きましたけれども、委員さんの方々から、やはり町内に定住してやっていただければだめだというようなご意見をいただきまして、だめということにした事例がございました。

次の、観光業の復興についてでございますけれども、集積箇所を、組合員の方々に管理組合を今立ち上げるということになっております。当然、店舗に関しましては、各個人の方々に建設していただきますけれども、その周辺整備といいますか、共同のトイレとか、また計画なんです、店舗がこうありますとその間に大屋根を設置しようという計画もあるようでございます。雨天時にもその大屋根の下で食事等をしていただけるのかなというふうにも考えておりますし、その屋根の下で組合員の方々がイベントを開催したいというようなことも伺っております。

今後につきましても、やはり町といたしましても、県内県外含めましていろいろなイベント等ございますので、そういった席でやはり地元のこういう復興状況であり、こういう店舗の集積ということで、PRしたいと考えております。

温泉の入浴料でございますけれども、従来5時までが800円、夜間は500円という入浴料でございましたけれども、再開の際にはこちらのほうをただいま積算等検討している段階でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 今後の取り組みに関しましてということでございますが、私どもも制度移行に伴う収納率等の低下については、心配をしているということについては承知しておるわけでございますが、そのために昨年7月から広報活動を随時いたしております。今後の活動といたしましては、町税につきましては、震災後大変大切な自主財源でございますために、今後の周知方法につきましては、町ホームページ、広報等、FMあおぞら、チラシなども作成いたしまして、日々細かに各種会合等に働きかけ広報体制をつくって、ことし1年が本番というようなこともございまして、先ほどありましたように納期内納付ですね、これを間違いなく行っていただけるように、税収の確保に全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 観光業で再質問いたしますけれども、先ほど答弁で商業施設の中に共同で利用できるような大きなスペースがあるということで安心はしたんですけども、ただ先ほども私繰り返しになりますけれども、9月10月ははらこ飯シーズンで来ると、それ以降の交流人口をどう図ろうかというふうな事業をやはり考えていかなくちゃいけないと思うんですね。ですから、なかなかそれは答弁出てきませんが、もしあるんだしたらそれをお答えしていただきたいし、またこれから考えるんならそれはそれでいいと思います。

あとまた、温泉の入浴料は、多分800円だと厳しいと思うんですよね。例えば800円で1週間に1回来てもらっても、500円で週2回来てもらおうというふうな方法もあると思うので、その辺を含めて検討してもらえればいいかなと思いますけれども、いかがですか。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） この件について、私からお答えしたいと思います。

まず、温泉の料金でございますけれども、先ほど課長申し上げたとおり、現在事務レベルで検討中でございます。そのほかに、当然入湯税、これについても検討している現状でございます。それら全て勘案しまして、料金のご提示というか、事務レベルでの結論を早急に出すということで現在進んでおります。

それから温泉の場合、その魅力ということで、先ほど議員さん、例えば仮設からそれを目当てに来るということをおっしゃったわけですが、実は私の総支配人の立場として事務レベルに申し上げていることは、口幅ったいですが、日本一の湯あみの場にしたいもんだなど、こういった検討もしてくださいねということで申し上げます。具体的にどういうことかといいますと、議員さんも温泉に行かれまして、3時ごろ行きますと整然としていますが、5時ごろ行きますと、例えば佐勘であっても水戸屋であっても、意外に雑然としていますよね。ですから我々わたり温泉鳥の海は、開業したら、いつ行っても、いわゆる座るところとか洗い場とか整然としている、そういった非常に清潔な温泉の入浴の場所にしたいなということで、事務の方には申し上げております。その辺の検討もひとつしていただきたいと、当然人件費もかかってまいりますから、いろいろな大変な検討になってくると思いますけれども、非常に泉質が褒められている

わけですから、本当にすばらしい温泉だなということを目指そうということで、現在話も進めているところであります。

それから、いわゆる交流人口という考え方ですけれども、このことは非常に、確かに議員さんおっしゃるとおり、亶理町のこれからの産業の一つは観光事業ということでは皆さん一致していると思います。我々が思っている以上に、亶理町には観光資源がいっぱいあるわけでございます。大変うれしかったんですけれども、きのうは鈴木洋子議員に、いわゆる文化財についてご質問をしていただきました。それからその前に、安藤議員さんからはいわゆる阿武隈高地についてのご質問もいただきました。議会からも、大変そういう面に関心を持っていただいているなということで、きのう大変うれしく聞いていたわけですが、実は、まちづくり協議会、吉田西部、亶理地区まちづくり、それから逢隈、もう既にウォーキングコースあるいは阿武隈高地の散策の手入れ、これを現在行っております。亶理町、例えば観光資源はいわゆる単なる食べ物だけじゃないですね。景観だけでもないです。産業も観光資源になりますし、歴史もなります、当然。産業面では大変心強いんですけれども、私の試算では、今回の震災で300億円以上、亶理町にいわゆる国税、国の税金と民間の資本。例えば、今度来るアイリスオーヤマさんのところはたしか70億円ぐらい投下資本になろうかと思えますけれども、今度の圃場整備も157億円ですね。それから、いちごの団地は120億円近いわけですから、もう300億円超えちゃうすごい投資ですね。これには、必ず全国から見学者が参ります。したがって今、別な話になりますけれども、農林水産課長には、見学者から3万円ぐらい取ったらどうだということで申し上げます。実際取っているところがあるわけですが、そのぐらい、例えば圃場整備したら必ず経営形態も変わってきますから、亶理はどうやっているんだろう、いちごの団地はこうだと、日本一の団地です。今回特に関東地域が壊滅的な被害を受けていますから、必ず来るはずでございます。それから米でございますけれども、米も4月に稼働したら、これは相当来ます。少なくとも産業面でそのぐらい、特に基幹産業の農業だけでも相当来るなというふうに踏んでおります。それから先ほど申し上げました、例えばきのう質問があった歴史のいわゆるいろいろな文化、史跡でございますけれども、亶理いっぱいあります。きのうの話は、ここ1,600年以降の話だけだったんですけれども、伊達成実以降。亶理の場合は既に続日本紀にも出

ていますから、奈良時代後期からもう歴史があるわけですし、現に鹿島神社は72代だそうでございます。ですから、平安時代からここは相当栄えていたわけですし、東街道の西のほうに行きますと、古墳時代の遺跡もあるわけですね。ですから、ごろごろしているわけでございます。例えば、平泉は今回世界遺産になりましたが、あそこの親元はもともと経清でございますから、その経清と官衙遺跡を結びつけば、相当いいストーリーができるかなと。これも相当観光資源になるかと思えます。平泉の第一人者というのは高橋氏という作家ですけれども、その方との接触もいつでもできる段階になっております。そういったストーリーもつくることができるということで、産業面、それから歴史面、景観面、ですから荒浜は確かに地区としては観光拠点ですけれども、それを亘理全域との結びつきをうまくすれば、必ずやおっしゃっているような交流人口というか、産業になるかと思えます。

それともう一つ、最後になりますけれども、四宮議員さん大変おとなしくしておりますけれども、イタリアのオリーブに大変力を入れていただいております。これもまだ夢の段階ではございますけれども、あと2年か3年すると、亘理で何とかやっていけるかなというふうな確証が出ます。現在まだ実証段階でございます。これが亘理に定着しますと、産業面だけではなくて、観光面として、北限のオリーブの産地として、これは非常に大きな夢があるかと思えます。したがって、観光業は亘理の、恐らく間違いなく大きな柱になると思えます。今回の復旧・復興を通じて一番夢を持てるのがこの観光業ではないかと思えます。今後とも、議会の皆さんとこの夢を議論しながら、現実のものにしていければなど。大変そういう面で、本日の質問は本当に時宜を得ているなということでございます。

以上でございます。

2 番（高野孝一君） 夢が現実にできるように期待いたしまして、質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野孝一議員の質疑を終結いたします。

次に、4番小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4 番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。

私は、26年度の施政方針の中の、安全と安心を確保するまちづくりにおける防災関連事業について、総括質疑をいたします。

1点目は、防災社会基盤づくりについて、ハード面、ソフト面の主な事業は何か。

2点目は、ことし8月に開催予定の宮城県防災訓練の主な取り組み、そしてこの概要についてお伺いしたいと思います。

まず、東日本大震災を踏まえて、間もなく3年目を迎えますけれども、この津波防災減災について、一番大事なのは何としても人命を守ることなんだということであります。この考え方によって、ハード面ソフト面により、津波からの防御を行わなければならない。防潮堤などのハード面の整備は当然必要であります。それに加えて、ハザードマップの整備や防災意識の向上、教育ですね。そしてまたコミュニティづくり、こういったものがソフト面として、ハード面ソフト面を含めた全体的なシステムの構築が必要なんだというように言われております。そういう観点から、1番2番についての考え方をご回答願います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、防災社会基盤づくりについて、初めに都市建設課からお答えを申し上げます。

亙理町震災復興計画には、安全と安心を確保するまちづくりの主な事業が記載されてございます。都市建設課の防災関連ハード事業としましては、高盛り土で二線堤機能を持つ橋本堀添線、避難道路として荒浜大通線、荒浜江下線、五十刈線、そして野地流線の5路線を道路事業として行っているところでございます。宮城県主体の二線堤道路につきましても、荒浜地区の県道荒浜港今泉線、吉田地区では山元町境で橋本堀添線と連結する県道相馬亙理線の事業が進んでございます。

河川堤防、海岸防潮堤復旧事業につきましても、国の事業として整備が行われているところでございます。

荒浜地区の海岸緩衝緑地整備は、鳥の海防災公園整備事業として、土地利用計画の中で作業を進めているところでございます。人工丘につきましては、震災廃棄物の再生骨材等を利用するため現在仮置きをしており、関係機関協議及び設計が固まり次第、造成工事に着手してまいりたいと考えております。

鳥の海湾内緩衝緑地事業につきましては、基本計画を策定中でございます。

今後、計画断面等の比較検討を行い、実施設計及び関係機関と協議をしながら事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは次に、総務課関連分についてお答え申し上げます。

まずハード分といたしましては、阿武隈川堤防敷に設置しております水防倉庫、これが老朽化が進んでいるということから、現在国土交通省におきまして堤防の整備を進めております。その整備にあわせまして、逢隈地区の小山、上の町、今泉、牛袋の4カ所の水防倉庫の建設を総事業費6,620万円で計画をしているところでございます。

なお、その事業につきましては、防災備蓄倉庫整備事業という事業で実施する計画でございます。

次にソフト面でございますけれども、災害時の水源確保ということから、各自主防災組織、今ないところについては行政区でございますけれども、災害時に飲料水、それから生活用水として協力していただける各家庭の井戸水、町内約150カ所を予定しておりますが、そちらにつきまして町で一括して水質検査を行うと。その後におきましては、検査の結果にもよるんですけども、給水所等ののぼり旗の設置もあわせて検討していくという予定でございます。

次に、災害時の緊急情報連絡をさらに確保するということから、衛星携帯電話を2台新たに整備する計画でございます。さらに、6月と8月には防災訓練を実施しまして、関係機関それから地域住民の皆様との連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、防災意識の普及と高揚に努めてまいりたいという計画でございます。

次に2点目の宮城県総合防災訓練についてでございますが、実施日については8月31日の日曜日に亘理中学校野球場をメイン会場にしまして、校舎、体育館、南側グラウンド、それから中学校敷地周辺と亘理高校グラウンド、こちらを使用しまして実施したいという考えでございます。

なお、昨年の11月から宮城県の危機対策課、同じく県の地方振興事務所、亘理消防本部、陸上自衛隊の第2施設団との事務担当者レベルでの会議を含めまして、合同会議を計4回開催してございます。

訓練内容につきましては、現在検討協議を進めているという状況でございますが、その中で協議してございます主な現時点での内容といたしましては、まず東日本

大震災と同規模の地震、それからそれに伴います大津波襲来というふうな設定予定でございます。その際の災害対策本部をメインとしました設置運用訓練、それから県との情報・伝達・通信訓練、さらにはヘリによる上空偵察訓練、また陸上自衛隊によります救出・搬送、それから防災ヘリ等によります津波孤立者を想定した救出訓練、倒壊住宅からの救出訓練や火災防御・遠距離送水訓練など、陸上自衛隊を初めとしまして、県警本部、航空隊、仙台市の消防航空隊、医療関係機関、それから地元の消防団等との協力を含めまして、現在検討を進めているという状況でございます。また、通常訓練でも行っております、避難者を想定しました避難所開設、救護所、炊き出し訓練等も実施いたしますけれども、せっかくの機会ということで、町単独では行えないような訓練をできるだけ多く取り入れたいという計画で現在進めております。

なお、この詳細につきましては、5月中旬ころまでにまとまるという計画で現在進めているという状況でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ハード面の関係について、いろいろ説明があったわけでありましてけれども、何といっても私は前段にお話し申し上げましたように、この避難道路を確保すること、この工事をいかに早く達成せしめるか、これが一番私はポイントになってくるのかなというふうに思います。その辺、今果敢にことしもかなりの予算を計上しながらやっておるわけでありましたが、例えば震災関連の今の避難道路関係については、17億6,000万円も計上していると。それから今泉線の関係についても、6,000万円近く計上している。問題は今言ったように、いかに早く着工して完成させるか、その辺の意気込みをまずお聞きしたいなど。

それから、防災訓練については、なぜこの亘理に持ってきたのか、その経緯。そしてまた、内々によると山元町も関連してくるやに聞いております。その辺の亘理町との整合性。

あともう一つは、従来までやってきました6・12の総合防災訓練、これとの関係。町民の参加、あるいは町全体としての取り組みの関係ですね、その辺の取り組みについての基本的な考え方を述べていただきたいと、このようにまず思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 避難道路、早くすべきであると。確かに私もそのとおりでございまして、今の状況をちょっとご説明申し上げたいと思っております。

まず、荒浜大通線でございますが、距離としましては3.6キロメートルございます。わたり温泉から高屋小学校までの区間ということでございまして、途中九号堀から東は両方が歩道でございまして幅が15メートル、そこから西側高屋小学校までは片側歩道で12メートルということでございまして、今の状況です。きょう境界の立ち会いをしております、きのうから。1回、2回目の説明会が終わりました、境界の立ち会いが終わったら、この次は買収の面積を出します。買収の面積を出したら、今度は用地契約協議をして、用地単価を提示して、用地契約、そして工事ということの計画でございまして、新年度は工事の入れるところから工事に入りたいと。何しろ3.6キロメートルもございますので、田んぼがずっと西側のほうにございます。田んぼのほうからでも入れるところから入りたい、このような状況下でございます。

次に、荒浜江下線。荒浜中学校の信号機から南に向かって御狩屋を通過して、鳥屋崎を通過して、最終的には工業団地の東側、元の県道のところまで取りつく道路でございまして、長さが2.9キロメートルございます。ここは、今現在2回目の説明会を開きました。了解をいただいて、その後に境界の立ち会いということで、境界の立ち会いはまだ日程は組んでいませんけれども、今そのような状況でございます。

3番目に、五十刈線でございます。五十刈線は、吉田中の南の道路の東西線でございます、東は常磐線の成合踏切、西は国道までの区間でございまして、2.1キロメートルございます。ここは、境界立ち会いも終わりました。それでこの次は、買収面積を固めて用地協議会と、このような段取りでございます。

4番目としまして、野地流線でございます。1.6キロメートルございまして、野地の踏切から、西は高速道路をくぐりまして農免道路までの区間でございます。ここは、1回目の説明会が終わりました。ただ問題が、常磐線の踏切がございませぬ。踏切を北側のほうに30メートルか40メートルぐらい移設すれば、真っすぐな東西線が通るわけでございます。今現在その踏切の移設について、JRと交渉をお願いしている段階でございます。

最後、橋本堀添線。これは二線堤の役割を果たすということで、4.2キロメー

トルございます。今現在、南側というのが、開墾場のいちご団地から南のほうにつきましては境界の立ち会いも終わりました。ところが北側についてはなかなか難しいということで、測量も今入れない状態でございます。それで今月の13日の日に、全線の地権者をお願いしまして説明会を開きたいと、このような段取りでございます。

この5路線とも、新年度は入れるところから入りたいと、このような計画を持っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、2点目のご質問でございますけれども、まず総合防災訓練が互理になった経緯でございますけれども、これまでも県との合同の総合防災訓練は実施されておりました。ただ、これまでのやり方につきましては、町村単位で県と合同で実施ということで、一回りしたということで、新年度から実施方法を変えるということで、新年度からは消防本部単位で実施するということになりました。それで南のほうからということで、一番最初が互理消防本部ということになったわけですがけれども、実は復興関連で大変だということで、順番をずらしていただきたいと再三協議はしたんですけれども、できる範囲で構わないからということで、結果的には順番どおり南からということに決定いたしました。今申し上げましたとおり、消防本部単位でございますので、互理町と山元町両方でございます。ただ山元さんにつきましては場所がないということで、何とか互理のほうでお願いしたいということで結果的に互理になったと。場所につきましても河川敷と中学校と中央工業団地、3カ所で県とか消防本部と検討したんですけれども、結果的には全ての訓練を考えた場合、互理中学校周辺がいいということでここに決定したという経緯でございます。

ですから次来たときについては、今度は山元さんのほうで実施していただくということで、ただお互いその際全額補助が来るものではないものですから、実は実施市町村のほう負担が大きいというような現実がございます。負担につきましては、200万円を限度に、総事業費の2分の1ということなんですけれども、今までやった市町村、どこを聞いても400万円を下回っているところはどこもございません。最低でも500万円を超えているということで、イコール200万円しか来な

くて、あとの分については実施市町村というのが現状でございます。そこで、山元町さんとお話ししまして、お互いにお金で協力し合いましょうということで、最終的な金額は決まっていないますけれども、山元町さんのほうから負担金という形で100万円か150万円になるかはわからないですけれども、その辺を協力いただくということで現在話を進めているという状況でございます。

ただ、逆に仙南広域さんのように市町村がいっぱいあるところは、消防本部単位ですので、町そのものに回るのがかなり何十年に1回というような形になりますけれども、その辺でちょっと差が出てくると。岩沼市さんなんかは、消防本部と市が1つなものですから当たたら必ず岩沼という状況で、ちょっと不公平感があるということで、見直しも求めているという状況でございます。

それから、6・12の関係でございますけれども、あくまでも現時点での協議中の内容ということでご理解いただきたいですけれども、この県の総合防災訓練で、実施できない内容のものを6・12のほうに持っていきたいということで、現時点で考えてございますのは、各小中学校全校を対象の保護者等との引き渡し訓練等についてぜひやってみたいということで、現在毎月1回から2回各学校の防災担当者の先生と協議中でございます。今月も異動前なんですけれども、かえってその前にやっていただいたほうが良いということもあったものですから、今月もまた各学校の先生方と現時点でのその方法等について詰めていきたいというふうに考えてございます。

大きくは以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

- 4 番（小野一雄君） 今答弁のあったハード面については、やはりできるところからやっていくというのが、私は肝要かなと思います。そこで、この前ちょっと文献を見ていたらこんなものが載っていました。想定外をなくし、最大の減災を目指すというような記事がありました。岩手県の田老町の防潮堤は、ご案内のとおり万里の長城とも言われ、世界一の防潮堤として、町民はもちろん岩手県も国土交通省も自慢の施設であったと言われております。ご案内のとおりであります。高さが10メートル、総延長が2,433メートル。これで、自然は想定外であっても、人類の知恵と技術力をさらに超えて裏切ってくるんだよ、自然はと。ですから、想定外の災害や事故をもたらすんだと、自然は。幾ら高くしてもだめだよと。したがっ

て、私たちはそうした想定外あるいは想定を超える災害についても想像力を琢磨して対処していかなければならない、こういうふうになりました。和歌山県の稲むらの火の伝承でも逃げることを基本としておりますよと。そして、東北地方岩手県ですね、津波てんでんこ、津波が来たらそれぞれ逃げるんだというような言い伝えもありました。想定外の事態が起きても、その地域に住む人々のできるだけ多くの人が生き延びることのできる方法をあらゆる点から考えていかなきゃだめだというようなことが載っていました。

最後にこれを述べて、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号から議案第36号までの10件については、本町議会の先例により、議長を除く16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第36号までの10件については、議長を除く16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についてお諮りします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、さきの議会運営委員会並びに全員協議会で協議し了承された委員を選任したいと思っております。

委員長に高野孝一委員、副委員長に渡邊健一委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員長に高野孝一委員、副委員長に渡邊健一委員を選任することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第27号から議案第36号までの10件については、会議規則第45条の規定により、3月13日までに審査を終えるよう期限をつけたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第36号までの10件については、3月13日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

明日3月7日からは予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時13分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 百 井 い と 子